

(3)地域手当

支給実績(18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額	支給対象地域	支給率	支給対象職員数
74,630千円	125,218円	市内全域	3%	596人

(4)特殊勤務手当

支給実績(18年度決算)	2,595千円
支給職員1人当たり平均支給年額	32,437円
職員全体に占める手当支給職員の割合	13.4%
手当の種類数	6
主な手当の種類	ごみ・し尿処理、介護業務、救急・火災出動、教職員手当等

(5)時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	80,507千円
支給職員1人当たり平均支給年額	261千円
支給実績(17年度決算)	75,461千円
職員1人当たり平均支給年額	215千円

(6)その他の手当

手当名	内容および支給単価	国の制度との異同	支給実績(18年度決算)	支給職員平均支給年額
扶養手当	配偶者13,000円 扶養親族2人まで各6,000円、(配偶者を欠く場合の1人目11,000円)、満16歳～満22歳の子1人毎5,000円加算、扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目の子等500円加算	同	81,734千円	228,307円
住居手当	借家・借間居住者 最高限度支給額27,000円 持ち家居住者1,000円、新築・購入後5年間2,500円	異	17,731千円	66,909円
通勤手当	交通機関利用者は55,000円まで全額支給 最高限度額55,000円 自動車等使用者 2km未満 不支給 2km以上 距離により 2,000円～24,500円を支給	同	27,713千円	62,558円
管理職手当	給料の月額に対し 部長級11% 次長級10% 課長級8% 課長補佐級6%	異	64,787千円	502,225円

5 特別職の報酬等の状況(19年4月1日現在)

区分	給料月額等	期末手当 19年度支給割合	退職手当		
			算定方式	支給時期	
給料・報酬	市長	902,000円	3.35月分	在職月数に100分の54月を乗じて得た額を支給	任期满了、若しくは退職又は死亡した時
	副市長	760,000円		在職月数に100分の31.5月を乗じて得た額を支給	
	議長	598,000円	3.35月分		
	副議長	522,000円			
	議員	465,000円			

6 職員数の状況(19年4月1日現在)

(1)部門別職員数の状況と増減

部門	区分	職員数		対前年 増減数	増減 理由	
		平成18年	平成19年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	5	5	0	定新規採用者115人 勤奨退職5人 自己都合退職2人 計18人
		総務	96	94	-2	
		税務	22	22	0	
		労働	0	0	0	
		農林水産	41	44	3	
		商工	7	7	0	
		土木	58	55	-3	
		民生	117	114	-3	
	衛生	49	47	-2		
	小計	395	388	-7		
	教育部門	71	69	-2		
	消防部門	67	65	-2		
	小計	138	134	-4		
公営企業等会計部門	水道	25	24	-1		
	下水道	11	9	-2		
	その他	28	29	1		
	小計	64	62	-2		
合計		597 (609)	584 (609)	-13 (0)		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。(教育長を含む)
2 []内は、条例定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況

区分	職員数	区分	職員数	区分	職員数
20歳未満	1	32歳～35歳	70	48歳～51歳	89
20歳～23歳	6	36歳～39歳	58	52歳～55歳	110
24歳～27歳	22	40歳～43歳	50	56歳～59歳	83
28歳～31歳	44	44歳～47歳	49	60歳以上	2
合計			584		

7 分限処分と懲戒処分の状況

分限処分とは、心身の故障等により職務を果たせない場合、公務能率の維持を図るための処分。また懲戒処分とは、職員としてふさわしくない非行があった場合に行う処分です。(18年度)

処分の種類	処分内容	件数
分限処分	心身の故障	3
懲戒処分	交通事故違反	2

8 公平委員会の状況

報告事項	件数
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分に関する不服申し立て	0

詳しい公表は、県および類似団体のデータが公表され次第第五條市のホームページに掲載します。

■問合せ 人事課 ☎(内線205、239)